

宮城県公報

行 宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

訓 令 甲

ページ

○会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に関する規程の一部を改正する訓令	（人事課）	一
○技能労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令	（同）	一
○指定管理者の指定	（観光戦略課）	六
○農用地利用集積等促進計画の認可	（農業振興課）	六
○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果（特定第二号漁業者） （六件）	（水産林政総務課）	六
○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果（区域内特定養殖業者）	（同）	七
○令和二年宮城県告示第九百二十八号（宮城県資源管理方針）の一部改正	（水産業基盤整備課）	八
公 告		
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定	（管財課）	八
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定	（精神保健推進室）	九
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退	（同）	九
○開発行為に関する工事の完了	（建築宅地課）	九
○宮城県教育委員会に属する会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用さ		

教育委員会

れる者であるものの給与に関する規程の一部を改正する訓令

人事委員会

- 人事委員会規則七十五（勤勉手当）の一部を改正する規則
○人事委員会規則七十二（退職手当の支給）の一部を改正する規則
○人事委員会規則七十四（初任給調整手当）の一部を改正する規則

訓 令 甲

○宮城県訓令第十六号

会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に関する規程の一部を改正する訓令

会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に関する規程（令和二年宮城県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

（附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。）

附 則

この訓令は、令和六年十二月二十四日から施行し、改正後の会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に関する規程の規定は、同年四月一日から適用する。

○宮城県訓令第十七号

技能労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

技能労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令

技能労務職員の給与に関する規程（昭和三十二年宮城県訓令甲第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

九

一〇
一〇
一〇

別表第一（第二条関係）

給 料 表

職員 の区 分	職 務 の 級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	167,900	229,600	246,600	279,100	300,700
	2	169,100	230,400	247,400	280,100	302,500
	3	170,200	231,200	248,200	281,100	304,100
	4	171,300	232,000	248,900	282,000	305,700
	5	172,600	232,700	249,600	282,700	306,800
	6	173,800	233,500	250,700	283,400	307,900
	7	175,100	234,300	251,700	284,100	308,500
	8	176,300	235,100	252,800	284,800	309,900
	9	177,300	235,900	253,800	285,400	310,500
	10	178,500	236,600	255,000	286,000	311,900
	11	179,800	237,300	256,100	286,600	313,200
	12	181,000	238,000	257,100	287,200	314,500
	13	182,100	238,700	258,200	287,700	315,600
	14	183,300	239,300	259,200	288,400	316,800
	15	184,600	239,900	260,100	289,000	318,000
	16	185,900	240,500	260,600	289,500	319,100
	17	187,200	241,200	261,200	289,900	320,200
	18	188,900	241,800	261,600	290,500	321,300
	19	190,600	242,400	262,000	291,000	322,400
	20	192,400	242,900	262,500	291,500	323,500
	21	194,100	243,400	263,000	291,800	324,500
	22	195,800	243,900	263,600	292,300	325,600
	23	197,400	244,400	264,100	292,700	326,700
	24	199,000	244,900	264,700	293,100	327,900
	25	200,600	245,400	265,500	293,500	329,000
	26	202,100	245,900	266,100	293,900	330,000
	27	203,600	246,300	266,700	294,300	331,100
	28	205,100	246,800	267,600	294,700	332,100
	29	206,600	247,400	268,300	295,100	333,100
	30	208,000	247,900	269,000	295,500	334,100
	31	209,600	248,400	269,600	295,900	335,100
	32	211,100	248,800	270,400	296,300	336,100
	33	212,700	249,200	271,200	296,700	337,100
	34	214,100	249,700	271,900	297,200	338,000
	35	215,500	250,200	272,600	297,700	339,100
	36	217,000	250,600	273,300	298,300	340,200
	37	218,400	251,000	274,300	298,800	341,200
	38	219,500	251,500	274,700	299,300	342,200
	39	220,600	252,000	275,400	299,800	343,200
	40	221,700	252,400	276,100	300,300	344,100
	41	222,700	252,800	276,800	300,800	345,000
	42	223,600	253,400	277,500	301,500	345,900
	43	224,500	253,900	278,200	302,100	346,800

	44	225,400	254,300	278,900	302,800	347,700
	45	226,300	254,700	279,200	303,400	348,600
	46	227,100	255,100	279,800	304,000	349,600
	47	227,900	255,500	280,300	304,600	350,600
	48	228,800	255,900	280,900	305,100	351,500
	49	229,600	256,300	281,300	305,600	352,400
	50	230,300	256,700	281,800	306,200	353,300
	51	231,000	257,100	282,200	306,800	354,300
	52	231,700	257,500	282,800	307,400	355,100
	53	232,400	257,900	283,100	308,000	355,900
	54	233,000	258,300	283,800	308,700	356,700
	55	233,600	258,700	284,000	309,400	357,500
	56	234,200	259,100	284,500	310,100	358,200
	57	234,900	259,400	284,900	310,800	358,900
	58	235,400	259,800	285,400	311,500	359,700
	59	235,900	260,200	285,900	312,200	360,500
	60	236,400	260,500	286,400	312,800	361,100
	61	236,900	260,800	286,900	313,400	361,800
	62	237,300	261,200	287,500	314,100	362,400
	63	237,700	261,600	288,100	314,800	363,100
定年 前再 任用 短時 間職 員以 外の 職員	64	238,100	261,900	288,800	315,400	363,800
	65	238,500	262,200	289,400	315,900	364,400
	66	238,800	262,500	290,000	316,400	364,900
	67	239,100	262,800	290,600	317,000	365,400
	68	239,400	263,100	291,200	317,600	365,900
	69	239,700	263,300	291,700	318,200	366,300
	70	240,000	263,600	292,200	318,600	
	71	240,300	263,900	292,700	319,100	
	72	240,600	264,100	293,200	319,600	
	73	240,800	264,300	293,700	319,900	
	74	241,100	264,600	294,200	320,400	
	75	241,400	264,900	294,600	320,900	
	76	241,700	265,100	295,000	321,300	
	77	241,900	265,300	295,400	321,500	
	78	242,200	265,600	295,800	321,800	
	79	242,500	265,900	296,100	322,000	
	80	242,700	266,100	296,500	322,300	
	81	242,900	266,300	297,000	322,600	
	82	243,200	266,600	297,400	322,900	
	83	243,500	266,900	297,800	323,200	
	84	243,700	267,100	298,300	323,400	
	85	243,900	267,300	298,600	323,600	
	86	244,200	267,500	299,100	323,900	
	87	244,500	267,800	299,600	324,200	
	88	244,800	268,100	300,100	324,500	
	89	244,900	268,400	300,400	324,700	
	90	245,200	268,500	300,900	325,000	
	91	245,600	268,800	301,400	325,300	

92	245,800	269,000	301,700	325,600
93	245,900	269,300	302,100	325,800
94	246,100	269,600	302,600	326,100
95	246,500	269,900	303,100	326,400
96	246,800	270,100	303,600	326,600
97	246,900	270,300	303,900	326,800
98	247,200	270,600	304,300	327,100
99	247,400	270,800	304,800	327,400
100	247,700	271,100	305,300	327,600
101	247,900	271,300	305,700	327,800
102	248,100	271,500	306,100	
103	248,400	271,800	306,400	
104	248,700	272,100	306,700	
105	248,900	272,300	307,000	
106	249,200	272,500	307,400	
107	249,500	272,800	307,700	
108	249,700	273,000	308,100	
109	249,900	273,300	308,400	
110	250,200	273,600	308,800	
111	250,500	273,900	309,200	
112	250,700	274,100	309,500	
113	250,900	274,300	309,700	
114	251,300	274,600	310,000	
115	251,600	274,800	310,400	
116	251,800	275,000	310,600	
117	252,000	275,300	310,800	
118	252,300	275,600	311,100	
119	252,600	275,900	311,400	
120	252,700	276,100	311,600	
121	252,900	276,300	311,800	
122		276,500	312,100	
123		276,800	312,400	
124		277,100	312,600	
125		277,300	312,800	
126		277,500	313,100	
127		277,800	313,400	
128		278,100	313,600	
129		278,300	313,800	
130		278,500	314,100	
131		278,800	314,400	
132		279,100	314,600	
133		279,300	314,800	
134		279,500		
135		279,800		
136		280,100		
137		280,300		

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 給 料 月 額 準 額	基 給 料 月 額 準 額	基 給 料 月 額 準 額	基 給 料 月 額 準 額	基 給 料 月 額 準 額
	円	円	円	円	円
	199,500	210,700	229,300	250,600	282,100

告 示

附 則
(施行期日等)

1 この訓令は、令和六年十二月二十四日から施行し、改正後の技能労務職員の給与に関する規程（以下「新規規程」という。）の規定は、同年四月一日から適用する。
(給与の内払)

2 新規規程の規定を適用する場合には、改正前の技能労務職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、新規規程の規定による給与の内払とみなす。

○宮城県告示第七百九十二号
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。
令和六年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 公の施設の名称
松島公園（駐車場）
- 二 指定した団体の名称及び所在地
太平ビルサービス株式会社
東京都新宿区西新宿六丁目二十二番一号
- 三 指定の期間
令和七年四月一日から令和十二年三月三十一日まで

○宮城県告示第七百九十三号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。
令和六年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 農用地利用集積等促進計画の概要
別冊のとおり
- 二 認可年月日
令和六年十二月二十四日

○宮城県告示第七百九十四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。
令和六年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区 域	区 分	届出年月日	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第二号漁業者数
南三陸町区域（宮城県漁業協同組合の歌津支所の地区のうち寄木の区域）	小型合併漁業	令和六年十二月三日	令和六年十二月六日	本吉郡南三陸町歌津字 寄木五十三一六十四 島山 浩 本吉郡南三陸町歌津字 寄木百三十三 島山 英市	漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十九号）第六十条に規定する漁業	三人

○宮城県告示第七百九十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。
令和六年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区 域	区 分	届出年月日	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第二号漁業者数
南三陸町区域（宮城県漁業協同組合の歌津支所の地区のうち管の浜、館の浜、板橋の浜及び港の区域）	小型合併漁業	令和六年十二月六日	令和六年十二月六日	本吉郡南三陸町歌津字 管の浜百五十二一 三浦 幸哉 本吉郡南三陸町歌津字 板橋百三十一五 千葉 初	漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十九号）第六十条に規定する漁業	二人

○宮城県告示第七百九十六号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において

準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

令和六年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域	区分	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第二号漁業者数
南三陸町区域(宮城県漁業協同組合の歌津支所の地区のうち尾崎の区域)	小型合併漁業	令和六年十二月三日	本吉郡南三陸町歌津字尾崎百八岩石善次 本吉郡南三陸町歌津字尾崎七十三一孝	漁業災害補償法施行令(昭和三十一年政令第二十九号)第六條に規定する漁業	二人

○宮城県告示第七百九十七号

漁業災害補償法(昭和三十一年法律第百五十八号。以下「法」という。)第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

令和六年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域	区分	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第二号漁業者数
南三陸町区域(宮城県漁業協同組合の歌津支所の地区のうち小沼及び馬場の区域)	小型合併漁業	令和六年十二月三日	本吉郡南三陸町歌津字小沼三十八一 及川一志 本吉郡南三陸町歌津字大沼十一一 及川章久	漁業災害補償法施行令(昭和三十一年政令第二十九号)第六條に規定する漁業	四人

○宮城県告示第七百九十八号

漁業災害補償法(昭和三十一年法律第百五十八号。以下「法」という。)第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

令和六年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域	区分	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第二号漁業者数
南三陸町区域(宮城県漁業協同組合の志津川支所の地区のうち戸倉出張所の区域)	小型合併漁業	令和六年十二月三日	本吉郡南三陸町志津川字平磯百六 佐藤正一 本吉郡南三陸町志津川字権現六十六一 阿部実	漁業災害補償法施行令(昭和三十一年政令第二十九号)第六條に規定する漁業	四人

○宮城県告示第七百九十九号

漁業災害補償法(昭和三十一年法律第百五十八号。以下「法」という。)第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

令和六年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域	区分	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第二号漁業者数
南三陸町区域(宮城県漁業協同組合の志津川支所の地区のうち戸倉出張所の区域)	小型合併漁業	令和六年十二月三日	本吉郡南三陸町戸倉字太田八 星勇 本吉郡南三陸町戸倉字寺浜八十六一 阿部優	漁業災害補償法施行令(昭和三十一年政令第二十九号)第六條に規定する漁業	六人

○宮城県告示第八百号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和六年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	区 域	同意成立の 届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定 養殖業者数
宮城県第 七十四加 入区	平成十九年宮 城告示第三 百十八号（漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定） で告示された 宮城県漁業協 同組合の雄勝 町東部支所の 地区	令和六年十二 月三日	石巻市雄勝町桑浜字桑 浜五十三三 永沼清徳 石巻市雄勝町船越字荒 高橋陽一	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 二号）第十八 条の四に規定 するほたて貝 等養殖業	二人

○宮城県告示八百一号

令和二年宮城県告示第九百二十八号（宮城県資源管理方針）の一部を次のように改正し、令和六年十二月二十四日から施行し、同年六月二十七日から適用する。

令和六年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第八中19を20とし、10から19までを一ずつ繰り下げ、9の次に次のように加える。

10 まだら本州太平洋北部系群

(一) 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

宮城県まだら漁業

イ 当該知事管理区分を構成する事項

(イ) 水域

(ロ) の対象とする漁業が、まだらの採捕を行う水域

(ロ) 対象とする漁業

宮城県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまだらを採捕する全

ての漁業

(ハ) 漁獲可能期間

周年

ロ 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の十日まで

(二) 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を宮城県まだら漁業に配分する。

(三) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、必要に応じて漁獲努力量による管理を合わせて行うこととし、資源管理基本方針（令和二年農林水産省告示第九百八十二号）の本則の第一の二(五)④に定めるステップ三の取組を開始するまでに、当該漁業の操業実態等を勘案して、漁獲努力量の水準及び管理の方法等を検討し、定める。

(四) その他資源管理に関する重要事項

イ 法第三十一条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の八割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

ロ 資源管理基本方針（令和二年農林水産省告示第九百八十二号）の本則の第一の二(五)に定めるステップアップ管理を行う。

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和六年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 本庁舎等電話交換機設備貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 総務部管財課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号ほか

三 契約の相手方を決定した日 令和六年十二月四日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 三菱HCキャピタル株式会社 仙台市青葉区中央二丁目二番一号

五 契約金額 一億一千九百四十万五千六十円（税抜）

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政

令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号該当

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和六年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ウジエ調剤薬局赤井駅前店	東松島市赤井字川前一 九の三	令和六年十一月一日
ウジエ調剤薬局矢本店	東松島市赤井字八反谷地一〇三一一	令和六年十一月一日
ウジエ調剤薬局登米店	登米市登米町寺池前舟橋四番地四	令和六年十一月一日
薬局アリエス鹿島台店	大崎市鹿島台木間塚小谷地四二二一一	令和六年十一月一日
あるふぁ薬局仙南病院前店	角田市角田字牛館二〇番地	令和六年十一月一日
調剤薬局ツルハドラッグ 大街道東店	石巻市大街道東四丁目三一六一	令和六年十一月十六日
みなみ薬局	大崎市古川駅南三―三三―三	令和六年十一月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次のとおり精神通院医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和六年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 薬局

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日

ウジエ調剤薬局赤井駅前店	東松島市赤井字川前一 九の三	令和六年九月三十日
--------------	----------------	-----------

ウジエ調剤薬局矢本店	東松島市赤井字八反谷地一〇三一一	令和六年九月三十日
------------	------------------	-----------

ウジエ調剤薬局登米店	登米市登米町寺池前舟橋四番地四	令和六年九月三十日
------------	-----------------	-----------

あおい調剤薬局	名取市増田字柳田二一〇一一	令和六年十月三十一日
---------	---------------	------------

みなみ薬局	大崎市古川駅南三―三三―三	令和三年六月一日
-------	---------------	----------

セイナ調剤薬局	柴田郡大河原町字町七〇番地四	令和六年七月三十一日
---------	----------------	------------

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和六年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
大衡村大衡字河原百六十一番二の一部、百六十二番一の一部、百六十三番十二、百六十三番十二
地域の名称
地先水

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
東京都千代田区二番町八番地八
株式会社セブンイレブン・ジャパン

教育委員会

○宮城県教育委員会訓令甲第八号

宮城県教育委員会に属する会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に
関する規程の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

令和六年十二月二十四日

宮城県教育委員会

教育長 佐 藤 靖 彦

宮城県教育委員会に属する会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与
とに
関する規程の一部を改正する訓令

宮城県教育委員会に属する会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に

関する規程（令和二年宮城県教育委員会訓令中第二号）の一部を次のように改正する。
附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この訓令は、令和六年十二月二十四日から施行し、改正後の宮城県教育委員会に属する会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に関する規程の規定は、同年四月一日から適用する。

人事委員会

人事委員会規則七―十五（勤勉手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則七―十五―四十七

人事委員会規則七―十五（勤勉手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七―十五（勤勉手当）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「百分の二百五」を「百分の二百十五」に、「百分の二百四十五」を「百分の二百五十五」に改め、同条第二号中「百分の九十七・五」を「百分の百二・五」に、「百分の百十七・五」を「百分の百二十二・五」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則七―十五の規定は、令和六年十二月一日から適用する。

人事委員会規則七―二十（退職手当の支給）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則七―二十一―二十

人事委員会規則七―二十（退職手当の支給）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第七十号）に基づき、人事委員会規則七―二十（退職手当の支給）の一部を次のように改正する。

様式第一号イから様式第二号まで、様式第六号、様式第八号及び様式第九号の様式中「」を「」に改める。

様式第十号から様式第十二号までの様式中「」を「」に、「淋盤」を「苙淋盘」に改める。
様式第十三号から様式第十八号までの様式中「」を「」に改める。

附 則

この規則は、令和七年六月一日から施行する。

人事委員会規則七―四十一（初任給調整手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則七―四十一―三十二

人事委員会規則七―四十一（初任給調整手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七―四十一（初任給調整手当）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第六条関係）

期間の区分	職員の区分			2項職員
	1種	1項職員		
	円	円	円	円
1年未満	416,600	370,400	310,000	51,800
1年以上 2年未満	416,600	370,400	310,000	48,800
2年以上 3年未満	416,600	370,400	310,000	45,800
3年以上 4年未満	416,600	370,400	310,000	42,800
4年以上 5年未満	416,600	370,400	310,000	39,800
5年以上 6年未満	416,600	370,400	310,000	36,800
6年以上 7年未満	416,600	370,400	310,000	33,800
7年以上 8年未満	416,600	370,400	310,000	30,800
8年以上 9年未満	416,600	370,400	310,000	27,800
9年以上 10年未満	416,600	370,400	310,000	24,800
10年以上 11年未満	416,600	370,400	310,000	21,800
11年以上 12年未満	416,600	370,400	310,000	18,800
12年以上 13年未満	416,600	370,400	310,000	15,800
13年以上 14年未満	416,600	370,400	310,000	12,800
14年以上 15年未満	416,600	370,400	310,000	9,800
15年以上 16年未満	416,600	370,400	310,000	
16年以上 17年未満	412,200	366,400	306,700	
17年以上 18年未満	407,800	362,400	303,400	
18年以上 19年未満	403,400	358,400	300,100	
19年以上 20年未満	399,000	354,400	296,800	
20年以上 21年未満	394,600	350,400	293,500	
21年以上 22年未満	378,600	336,400	281,500	
22年以上 23年未満	360,100	320,400	268,000	
23年以上 24年未満	341,100	303,900	254,500	
24年以上 25年未満	322,100	287,400	241,000	
25年以上 26年未満	302,600	270,900	227,500	
26年以上 27年未満	281,600	251,400	210,500	
27年以上 28年未満	260,600	231,900	193,500	
28年以上 29年未満	239,600	212,400	176,500	
29年以上 30年未満	217,600	192,900	159,500	
30年以上 31年未満	195,600	172,400	142,000	
31年以上 32年未満	173,600	151,900	124,500	
32年以上 33年未満	150,600	131,400	107,000	
33年以上 34年未満	127,600	109,900	87,000	
34年以上 35年未満	104,600	88,400	67,000	

備考
 1 この表において期間の区分の欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。
 2 この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員をいう。
 3 この表において「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員をいう。

別表第二（第六条の二関係）

期間の区分	職員の区分	2項職員
		円
1年未満		36,300
1年以上 2年未満		34,200
2年以上 3年未満		32,100
3年以上 4年未満		30,000
4年以上 5年未満		27,900
5年以上 6年未満		25,800
6年以上 7年未満		23,700
7年以上 8年未満		21,600
8年以上 9年未満		19,500
9年以上 10年未満		17,400
10年以上 11年未満		15,300
11年以上 12年未満		13,200
12年以上 13年未満		11,100
13年以上 14年未満		9,000
14年以上 15年未満		6,900

備考
 1 この表において期間の区分の欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。
 2 この表において「2項職員」とは、第2条第2項の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則七―四十一の規定は、令和六年四月一日から適用する。